

柔道整復師(整骨院・接骨院)の正しいかかり方

柔道整復師とは

柔道整復師とは骨折・ねんざ・打撲や肉離れなどの痛みに対して施術を行う専門家です。柔道整復師による施術は、保険証が使える場合と、そうでない場合があります。施術を受ける前にきちんと確認して正しく施術を受けましょう。

柔道整復師(整骨院・接骨院)の正しいかかり方	
保険証が使える場合	保険証が使えない場合
<ul style="list-style-type: none">・外傷性のねんざ・打撲 (スポーツでのねんざ等)・医師の同意がある場合の骨折・脱臼の施術・応急処置で行う骨折・脱臼の施術	<ul style="list-style-type: none">・単なる疲労や慢性的要因による肩こりや筋肉疲労など・病気(内科的原因による疾患)によるこりや痛み・脳疾患後遺症等の慢性病・症状の改善がみられない長期の施術 (応急処置を除く)・スポーツなどによる肉体疲労改善の施術・仕事中や通勤途上に起きた負傷

施術を受ける際の注意点

1. 負傷原因は正確に伝えましょう

保険証が使える場合・使えない場合は上記の表のとおりです。

交通事故に該当する場合は役場住民課まで連絡してください。

2. 病院での治療と重複はできません

同一の負傷について同時期に保険医療機関での治療と柔道整復師の施術を重複して受けた場合は、原則として柔道整復師の施術料は全額自己負担となります。

3. 施術が長期にわたる場合は医師の診断を受けましょう

施術が長期にわたる場合は内科的要因も考えられるため、医師の診断を受けてください。

お問い合わせ先：田舎館村役場 住民課国保年金係0172-58-2111(内線162)